

工事関連業務委託契約の
失格基準を引き上げます。
(平成26年10月から実施)

平成26年9月
仙台市契約課

ダンピング防止対策として、工事関連業務委託契約の失格基準を引き上げます。

工事関連業務委託契約の失格基準の引上げ

工事関連業務委託契約については、現在、入札金額が予定価格(消費税を除く)の65%を下回った場合に低入札価格調査を行い、50%を下回った場合は失格としておりますが、今後は60%を下回った場合に失格とします。

実施時期

平成26年10月発注分から実施します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125